

平成23年度

**防犯灯維持管理費補助事業
事務の手引き**

(自治会町内会・地区連合町内会)

平成23年3月

横浜市消防局地域安全支援課

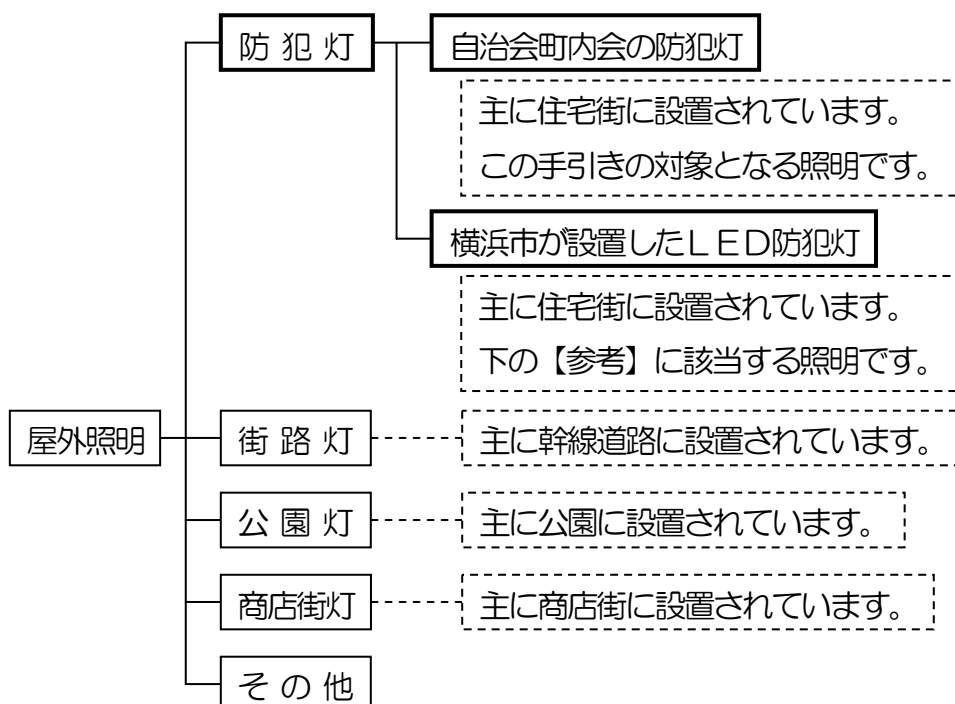
*この手引きは、平成23年度予算案が横浜市会において議決(3月18日)されることを条件としています。

<目 次>

I	市内の屋外照明について	1 ページ
II	防犯灯維持管理費補助金について	
	1 趣旨	2 ページ
	2 補助対象	2 ページ
	3 補助金額等	3 ページ
	4 申請書の提出	3 ページ
	5 必要書類	3 ページ
III	防犯灯維持管理費補助金の申請書の 記入方法について	4 ページ
IV	東京電力（株）が発行する書類について	
	1 電気料金領収証	5 ページ
	2 電気料金集約分内訳表	5 ページ
	3 提出書類の名義変更等	6 ページ
	4 その他	6 ページ
	5 問い合わせ先	7 ページ
V	資料 1	8 ページ
VI	資料 2	11 ページ

I 市内の屋外照明について

横浜市内には、次のような屋外照明が設置されています。



【参考】横浜市が設置したLED防犯灯の維持管理

平成21年度及び平成22年度に横浜市がLED防犯灯に交換したのものについては、当面、横浜市が所有します。電気料金の支払いや故障時の対応などを横浜市が行い、自治会町内会には故障などの連絡をお願いします。(横浜市が設置したLED防犯灯以外のその他の防犯灯については、従前どおり、自治会町内会が所有し、電気料金の支払いや故障時の対応を行っていただきます。)

(1) 横浜市が設置したLED防犯灯の維持管理の役割分担

横浜市 → 電気料金の支払い、故障時の対応(修理手配、修理費の支払いなど)
自治会町内会 → 日常点検(故障等の発見、横浜市への連絡)

(2) 横浜市が設置したLED防犯灯の識別方法

横浜市が維持管理するLED防犯灯は、図のように区名が入った黄色のプレートや、銀色のシールが設置されています。(※図は磯子区、旭区のものです。)



▲プレート



▲シール

LED防犯灯の故障などを発見した場合は、管理番号または電柱番号をご確認の上、消防局地域安全支援課(334-6493)までご連絡ください。

II 防犯灯維持管理費補助金について

1 趣旨

夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、自治会町内会が行う防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象

(1) 補助対象となる防犯灯

夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、

- ① 自治会町内会が所有し、かつ、維持管理しているもの
- ② 自治会町内会の所有となっていないものにあつては、町内会等が維持管理を行い、かつ、維持管理に要する経費を負担しているもの

②について

ア 集合住宅の管理組合等が所有している照明でも、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、自治会町内会が維持管理を行い、経費負担をしている照明は対象になります。

ただし、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているか否かを判断するために、防犯灯の位置図を基に区役所が実地調査を行う場合があります。

イ 集合住宅の多くは、防犯灯の電気料金が定額ではなく、使用電力量によって算出されています。（例えば、電気メーターが棟ごとに設置されていて、住宅の入口照明や通路の照明（防犯灯）などの使用量により支払っています。）

したがって、防犯灯に限定して自治会町内会が電気料金の支払名義人となることが困難であることから、自治会町内会が電気料金を負担していることを確認するため、管理組合等と自治会町内会の双方が取り交わした書類（覚書、総会資料など）を提出していただきます。

(2) 補助対象とならない防犯灯

- ① アパートやマンション（集合住宅）等の構内及び建物内で、専ら居住者が使用する道路・通路を照らしているもの
- ② 駐車場、駐輪場等の照明
- ③ ネオンサイン等の装飾目的の照明
- ④ 平成21年度以降横浜市が設置し、維持管理を行っているLED防犯灯 など

商店街の街路灯（商店街灯）は、自治会町内会が維持管理費を負担していても、補助対象となりません。当該街路灯への補助としては、経済観光局商業振興課（平成23年4月からは、経済局商業振興課となります。）が商店街を対象に行っている「安全・安心な商

店街づくり事業補助金」制度があります。

3 補助金額等

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 基準日 | 毎年4月1日 |
| (2) 補助金額 | 1灯につき年額 2,200円(上限) |

ア 毎年4月1日現在において、自治会町内会が維持管理を行っている防犯灯が補助対象になります。

イ 防犯灯維持管理費補助金は、照明の明るさ(20W・40W・100Wなど)に関わらず、防犯灯の電気料金、灯具の清掃・点検・修理、蛍光灯の交換など維持管理に要する経費の一部として、予算の範囲内で1灯あたり年額2,200円(上限)を補助します。

4 申請書の提出

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 提出期間 | 4月1日から6月30日まで(厳守) |
| (2) 提出場所 | 各区役所 地域振興課(保土ヶ谷区は地域協働課) |

※注意

提出期間を過ぎると補助金を交付できない場合がありますので、必ず期限を厳守するようお願いします。

5 必要書類

- | |
|---|
| (1) 町内会等の支払名義の4月分電気料金領収証の写し、又は支払証明書の写し
ただし、一括前払の契約をしている場合は、契約後の初回に引落される時の電気料金領収証の写し、又は東京電力からのお知らせの写し |
| (2) 町内会等が支払名義となっている3月分電気料金集約分内訳表の写し |
| (3) 集合住宅など防犯灯数を特定する必要がある場合は、防犯灯の位置図 |
- ※(1)及び(2)は、東京電力株式会社が発行する書類です。「IV 東京電力株式会社が発行する書類について」にて、東京電力株式会社が発行する書類に関する説明がありますので、御覧ください。

※注意

3月分電気料金集約分内訳表には、平成22年度中にLED灯に交換した防犯灯の灯数が含まれていますので、その灯数分は維持管理費補助金の対象から差し引いて申請してください。

電気料金領収証等は自治会町内会の名義で支払われていることを確認するために、電気料金集約分内訳表は申請灯数を確認するために使用しますので、必ず提出するようご協力ください。

III 防犯灯維持管理費補助金の申請書の記入方法について

平成		年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費 補助金交付申請書		平成	年	月	日
(申請先)	区 長	(申請者)	所在地 団体名 代表者名				
平成 年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。							
1 地域活動推進費補助金							
申請金額		円		《積算内訳》別添収支予算書のとおり			
2 防犯灯維持管理費補助金							
申請金額		円		《積算内訳》			
(防犯灯数)		(補助単価)		(申請金額)			
灯×@ 2,200円=				円			
3 添付書類							
(1) 地域活動推進費補助金関係							
①事業計画書							

申請書の「2 防犯灯維持管理費補助金」の欄に、管理している防犯灯の灯数及び金額を記入してください。(上図点線枠内)

なお、東京電力株式会社が発行している3月分電気料金集約分内訳表には、平成22年度にLED防犯灯へ交換した防犯灯の灯数が含まれて表示されています。そのため、平成22年度にLED防犯灯の交換申請をされた自治会町内会は、その灯数を差し引いて申請してください。

IV 東京電力（株）が発行する書類について

1 電気料金領収証

- (1) 4月分電気料金領収証は、3月検針日から4月検針日までの電気料金が4月検針日以降に発行されます。
例：3月28日と4月27日が検針日の場合
3月28日から4月27日までが記載されます。
※ 検針日は地域によって異なります。
- (2) 電気料金領収証を紛失や破損等された場合は、東京電力（株）へ再発行を依頼すると、「支払証明書」が発行されます。
ただし、有料となりますので、詳細については、カスタマーセンターへお問い合わせください。
- (3) 一括前払契約をしている場合は、電気料金領収証の代わりとして、「東京電力からのお知らせ」でも構いません。
※ 「VI 資料2（東京電力からのお知らせ）」（11ページ）に見本があります。

2 電気料金集約分内訳表

- (1) 電気料金集約分内訳表は、東京電力（株）がデータをプリントしたものを自治会町内会に発行しています。自治会町内会が東京電力（株）に集約請求の申込みを事前にしていないと発行されません。お済みでない自治会町内会は、集約請求の申込みをしてくださるようお願いいたします。
- (2) 3月分電気料金集約分内訳表は、2月検針日から3月検針日までの分が3月検針日以降に発行されます。
- (3) 一括前払契約をしている場合は、電気料金集約分内訳表が発行されませんので、東京電力（株）カスタマーセンターに発行申込みをしてください。
- (4) 3月分集約分内訳表には、平成22年度中にLED灯に交換した防犯灯の灯数が含まれていますので、その灯数分は維持管理費補助金の対象から差し引いて申請してください。
- (5) 東京電力（株）から自治会町内会に電気料金集約分内訳表が届いてない場合は、東京電力（株）へ再発行を依頼すると控えのコピーが発行されます。
- (6) 書類の見方については、「V 資料1（防犯灯の種類と電気料金集約分内訳表）」を御覧ください。

3 提出書類の名義変更等

(1) 4月分電気料金領収証の名義変更について

3月中に東京電力（株）カスタマーセンターに申込みをしていただくと、4月分の電気料金領収証の名義が変更されます。

(2) 3月分電気料金集約分内訳表に記載された各契約の名義変更を行うことができなかった場合について

ア 速やかに電気料金集約分内訳表に記載された各契約の名義変更を行っていただくとともに、3月中に電気料金領収証の名義変更の手続きをよろしくお願いします。

イ 名義を変更しても「お客さま番号」は原則として変わらないことから、電気料金領収証と電気料金集約分内訳表が同一のお客さま番号であれば、自治会町内会名義の電気料金領収証に対する電気料金集約分内訳表であることが確認できます。

ウ お客さま番号が同一でないときは、カスタマーセンターへお問い合わせくださるようお願いいたします。

(3) 一括前払の契約をしている場合

電気料金領収証は、契約後の初回に引落としされる時の一回のみの発行となります。契約月が自治会町内会によって異なるため、4月分に限定した電気料金領収書の写しの提出は困難となります。したがって、契約後の初回に引落としされた時の電気料金領収証を添付してください。（電気料金領収証の代わりに「東電からのお知らせ」でも構いません。）

ただし、集約分内訳表のお客さま番号と同一であることを確認してください。

【参考】一括前払い制度について

一定期間の電気料金を、あらかじめ一括して口座振替で支払うことにより、電気料金が割引になるサービスです。

	1年型（12か月分）	半年型（6か月分）
一括前払割引額	1つの契約につき 1か月 10円50銭	1つの契約につき 1か月 8円40銭

※金額については消費税を含んでいます。（平成19年4月1日から）

※契約期間中の防犯灯の増減等については、契約期間終了時に過不足が計算されます。

4 その他

申請の際の必要書類は、全て写しで構いません。

申請用として、同じ書類の再発行や支払証明書の発行を、東京電力（株）へ依頼しないようご協力をお願いします。

5 問い合わせ先

東京電力(株)が発行している書類、契約の変更、電気料金などについては、東京電力(株)カスタマーセンターへお問い合わせください。

◆神奈川カスタマーセンター(第一)

横浜市内(泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部を除く)

契約の変更→電話：0120-99-5771

電気料金等→電話：0120-99-5772

◆神奈川カスタマーセンター(第二)

泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部

契約の変更→電話：0120-99-5775

電気料金等→電話：0120-99-5776

V 資料1 (防犯灯の種類と電気料金集約分内訳表)

※電気料金集約分内訳表の見本は10ページに掲載されています。
各項目の数字は、見本の数字を表しています。

1 種別欄について

- 0：電気料金が定額の防犯灯（定額電灯）
1：使用する電力量により、料金が異なる防犯灯（従量電灯）

- (1) 定額電灯は、1か月の電灯料金が定められているものです。
ただし、原油価格等の値に基づき、燃料費調整額が1か月ごとに変動します。
- (2) 定額電灯を補助申請される場合で、平成22年度にLED防犯灯の交換申請をされた自治会町内会は、「定額電灯の合計灯・機器数量」欄から、平成22年度中にLED防犯灯に交換した灯数を差し引いて申請してください。
- (3) 従量電灯は、1か月の使用電力量によって算出されるものです。
この種類の電灯は、集合住宅に多く見られます。電力量メーターが棟ごとに設置され、住宅の入口照明や道路・通路の照明などの使用量により電気料金を支払っています。
- (4) 従量電灯を補助申請される場合は、防犯灯位置図を作成し、位置図に記載された防犯灯の灯数を申請してください。
なお、補助対象に該当か非該当かは、区役所の実地調査等により判別します。

【参考】補助対象外ですが、次のものもあります。

- 2：臨時電灯で、建設工事用等に使用される電灯
3：一般的に商店等で使用される200Vの動力

2 契約口数欄について

- (1) 補助対象灯数
ご契約口数欄ではなく、20W欄・40W欄…200W欄に記載されている灯数の合計が、補助対象の灯数になります。
ただし、3月分電気料金集約分内訳表には、平成22年度にLED防犯灯へ交換した防犯灯の灯数が含まれて表示されているため、平成22年度にLED防犯灯の交換申請をされた自治会町内会は、その灯数を差し引いて申請してください。

(2) 防犯灯種類とその区分

20Wの蛍光灯の防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に入ります。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。また、40Wの水銀灯などの防犯灯は、60W欄に灯数が記載されます。

詳細については、次ページの表を参考にしてください。

【参考】電気料金の区分

区 分	集約分内訳表	備 考
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	20Wや32Wの蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	40Wの水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	集合住宅や商店街などの街路灯
100Wをこえ100Wごとに	200W	集合住宅や商店街などの街路灯

※電気料金集約分内訳表には、300Wや400Wなどの欄もありますが、この区分に該当する照明は、集合住宅・商店街などや横浜市道路局が設置している街路灯です。

VI 資料2 (東京電力からのお知らせ)

今年度から、電気料金領収証の代替物として認める「東京電力からのお知らせ」は、次の書類となります。

東京電力からのお知らせ		
<p>毎度お引き立てをいただきありがとうございます。 さて、お客さまの一括前払契約における前払金のご請求につきまして 下記のとおりお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p>		
記		
ご使用場所		
ご契約名義		
様		
1. 前払対象の期間	平成 年 月分	から平成 年 月分まで
2. ご請求する前払金(a+b-c)	円	
＜前払金額の内訳＞		
1. の前払対象期間に相当する前払金 (a)	円	
※100円未満切り捨てです。		
前回の前払金不足額計 (b)	円	
前回の前払金過払額計 (c)	円	
(b)の内訳は、次のとおりです。		
年 月 分	不足分の電気料金	うち消費税等相当額
年 月 分	円	円
年 月 分	円	円
年 月 分	円	円
計	円	円
3. 前払金をご請求するお客さまのご指定口座		
金融機関名	店舗コード	口座番号
	XXX	XXXXXXXX
口座ご名義	様	
4. 前払金の口座振替日 平成 年 月 日		
5. 前払金のお支払期限日 平成 年 月 日		
※ 前払金がお客さまのご指定口座から4.の口座振替日に引き落としができなかった場合は、一括前払契約を解約させていただきますので、あらかじめご了承ください。 (解約後の1年間は再加入できませんので、ご注意ください。)		
お客さま番号 XXX(XX) XXXXX-XXXXX-X-XX ※複数の需給契約を一括でお支払いいただいているお客さまは代表の番号です。		
○ご不明な点がございましたら、右記のお問い合わせ先までご連絡ください。		東京電力株式会社 支社(XXX) お問い合わせ先 (カスタマーセンター) XXXXX-XXXX-XXXX(代)
○このお知らせは、電気料金領収証ではありません。		